

# ① 医療費未納の場合は、 「医療費未納情報表」の送付が必要です！

市町村は、医療機関等の皆様から毎月10日までに国保連合会へ御提出いただくレセプト写し（公費83該当者のみ）のデータを基に、受給者へ医療費を助成しています。

レセプト写しが提出済みで、受給者から医療費の支払いがされていない（未納）場合は、受給者への医療費の助成（還付）を停止する必要がありますので、必ず医療費未納情報表により国保連合会へお知らせいただきますようお願いいたします。

## ○提出書類 医療費未納情報表

※ 様式は山梨県国保連合会のホームページからダウンロードできます。記載方法等の詳細は、「重度心身障害者医療費助成制度医療機関等向け事務処理マニュアル」P24～27を参照してください。

URL:<http://www.ymnkokuho.or.jp/josei/>

## ○提出期限 診療月の翌々月10日まで

※ 入院の医療費の請求が診療月の翌月になること等を考慮して提出期限を設定していますが、外来のみなどで診療月の翌月に提出可能な場合でも、診療月の翌々月のタイミングで提出をお願いします。

## ○提出方法 毎月10日までに提出していただくレセプト写しに同封の上、国保連合会までお送りください

※ 医療費未納情報表の提出後に、受給者から医療費の支払いがあった場合は自動還付の対象外となるため、受給者は市町村の窓口で医療費助成金の請求を行う必要があります。

(裏面もご確認ください)

